

令和7年度 第4回中央区協議会 (中地域分科会) 会議資料②

【協議事項】

イ 中央区協議会（中地域分科会）推薦会の設置等について

【区振興課】 P. 1

【地域課題について】

(1) 三方原地区コミュニティ協議会からの要望について

P. 7

【その他】

・ 富塚地区コミュニティ協議会からの要望に対する回答について

【区振興課】 P. 13

・ 萩丘地区コミュニティ協議会の認定について

【区振興課】 P. 15

令和7年8月4日開催
中央区協議会
(中地域分科会)

第9号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項				
件 名	中央区協議会（中地域分科会）推薦会の設置等について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	現中央区協議会（中地域分科会）委員の任期が令和8年3月31日をもって満了するため、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則第3条第3項の規定に基づき、中央区（中地域分科会）協議会推薦会を設置するもの。				
対象の区協議会	中央区区協議会（中地域分科会）				
内 容	中央区協議会（中地域分科会）推薦会を設置するにあたり、推薦会設置要綱の議決をするもの。				
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)					
担当課	中央区区振興課	担当者	市川 伊豆美	電話	4 5 7 - 2 2 1 0

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

中央区協議会（中地域分科会）推薦会の設置等に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第3条第3項の規定に基づき、中央区協議会（中地域分科会）推薦会（以下「推薦会」という。）の設置等について、必要な事項を定める。

（委員）

第2条 推薦会は、中央区協議会（中地域分科会）（以下、「地域分科会」という。）委員5人で組織する。

2 推薦会委員は、地域分科会の指名に基づき選任する。

3 委員の任期は、推薦会設置の日から、令和8年3月31日までとする。

4 推薦会委員は条例施行規則第2条第2項の規定による公募に応募することができない。

（会長）

第3条 推薦会に会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。

5 会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。

（会議）

第4条 推薦会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合においては、議長は、推薦会委員として議決に加わる権利を有しない。

5 会議は公開とする。ただし、議長又は推薦会委員の発議により、出席する推薦会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料その他の協力を求めることができる。

7 会議の運営に関して、この要綱に定めのない事項は、地域分科会の会議の例によるものとする。

(庶務)

第5条 推薦会の庶務は、中央区役所区振興課において処理する。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

中央区協議会（中地域分科会）委員推薦会委員名簿（案）

1 推薦会委員

（五十音順）

氏 名	役職	備 考
		中央区協議会（中地域分科会） 委員
		中央区協議会（中地域分科会） 委員
		中央区協議会（中地域分科会） 委員
		中央区協議会（中地域分科会） 委員
		中央区協議会（中地域分科会） 委員

2 事務局

課名・役職等		氏 名
区長		岡安 章宏
副区長		豊田 周一
区調整官		伊熊 規行
区振興課	課長	前野 隆典
	課長補佐	加茂 友幸
	副主幹	名倉 義典
	主任	市川 伊豆美
	主任	瀧口 大輝

令和 7 年 7 月 9 日

中央区協議会（中地域分科会）

会長 鈴木 義明 様

三方原地区コミュニティ協議会

会 長 鈴木 登志郎

三方原協働センター附設体育館壁面収納折畳みステージの設置について (要望)

三方原協働センターの体育館には常設ステージが無く、毎回、別棟倉庫と体育館の間に脚付き渡り板を 3 台（約 40kg/台）設置し、館内には養生シートを敷き、ポータブルステージを 12 台（約 60kg/台）移動させて組立てて（12 人で約 2 時間）います。

ポータブルステージは購入から約 40 年が経過し、経年劣化により骨組みの歪みや金属部の錆びが顕著でキャスターの動きも悪く、設置や撤去が円滑にできない状態となっています。

また、ポータブルステージの高さ調節ねじ（1 台につき 6 か所）を操作しても床板に段差が生じてしまうため、使用時に利用者がつまづく危険性など怪我への留意も必要となっています。

さらに、サッシなどの段差が招く移動時の横転による下敷きやステージが二つ折りの構造であることから骨組みで指を挟む危険性、脚付き渡し板設置時及びポータブルステージ移動作業時に最低 2 名以上の労力が必要なことなどから、女性や高齢者が多い利用団体ではステージの設置は嫌厭されています。

三方原地区には 200 人規模の講演会や演奏会が開催できるステージ付きの会場が少なく、当センターを利用する地域活動団体からは、附設体育館の大規模改修に併せて壁面収納式ステージ設置の要望があり、設置と収納が各 6 分程度と簡易に操作できる壁面収納式ステージが設置されることにより、体育館のステージ設置や撤去作業の負担や怪我の心配が軽減されます。

したがって、講演会や演奏会として利用する地域活動団体の利便性が向上し、地域の活動拠点となる協働センターの機能強化が図られ、地域住民の期待に応えられることから下記のとおり要望します。

記

令和 6 年度以降先送りとなっている三方原協働センター附設体育館の大規模改修工事の着工に併せて、体育館に壁面収納折畳みステージを設置すること。

【要望】 参考資料 1

三方原協働センター附設体育館にステージを設置する手順と収納の現状

① 左：別棟倉庫 右：体育館



② 渡し板を設置し、ステージを移動



③ 倉庫から渡し板を出して設置



④ 倉庫と体育館の間に 3 枚設置



⑤ 倉庫内の格納状況（ステージ）



⑥ 倉庫内の格納状況（渡し板）



⑦組立て時に手を挟みやすい箇所



⑧キャスター部分



⑨ステージ活用例 その1



⑩ステージ活用例 その2



ND-30

電動式 壁面収納折畳みステージ

全体を広く使える新発想の折り畳みステージ



操作動画公開中
YouTube でチェック!



ND-30 の施工実績
はこちらから

電動式可動ステージ



展開時



展開途中



収納時

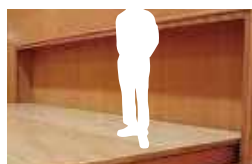


展開途中(横アングル)

手動式可動ステージ

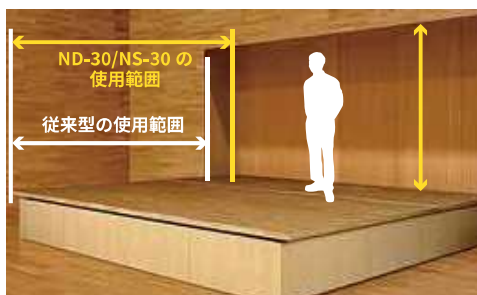
特徴

従来の 2 ツ折ステージ



従来の 2 ツ折ステージは収納部の天床高が低く、ステージ全体を活用できないことがありました。

ND-30/NS-30



デッドスペース “0”

収納部の天井が高いのでステージに人が乗っても頭が当たりません!

スペースを広々と利用可能!

ステージの収納部を高くして、利用時のデッドスペースをなくしました。

※一部対応できないサイズもございます。詳しくはお問い合わせください。
※床材の長尺シート仕様は、剥離の恐れがあるため不適切です。

簡単ボタン操作



リモートスイッチ (標準仕様)



操作盤仕様



リモート受け

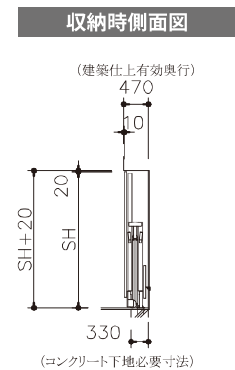
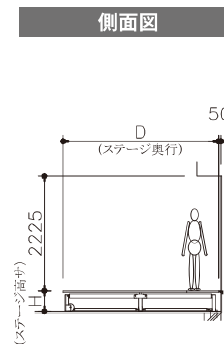
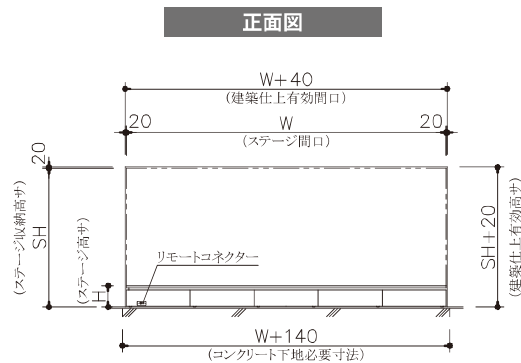
側幕板 (着脱式)



ND-30 を展開した時に、ステージ側面の目隠しになります。幕板の仕上材は、設置場所の内装意匠に合わせることができます。

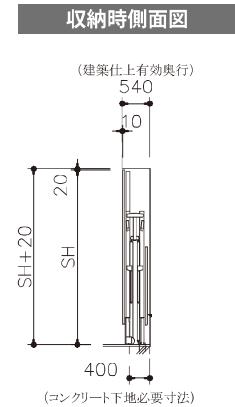
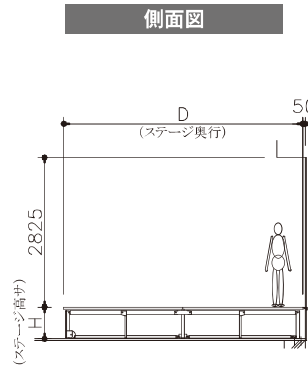
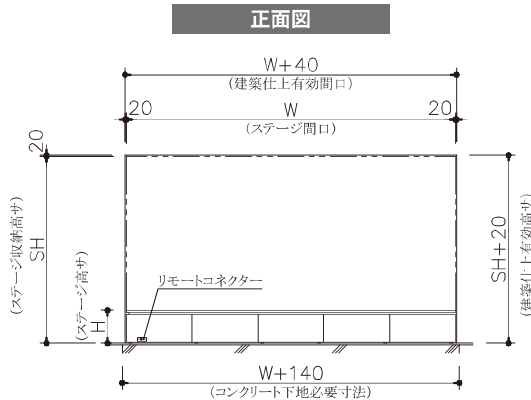
製品参考図

● ステージ奥行 4,000mm 以下



D4000mm 以下 SH = 2400 - 195 + H

● ステージ奥行 4,001mm 以上



D4001mm 以上 SH = 3000 - 195 + H

標準仕様

床材	t12 ナラフローリング
框	ナラ集成材
幕板	ナラ木目ポリエステル化粧合板貼り
走行ローラー	ウレタンゴム
駆動	三相 200V (単相 200V、単相 100V も対応可)

※床材・框・幕板は、設置場所の内装意匠に合わせて様々な材質で対応できます。
※収納部にはコンクリート下地が必要です。

ステージサイズ

間口 (W)		4,000 ～ 16,000
奥行 (D)		3,000 ～ 5,000
高さ (H)		300 ・ 400 ・ 600 ・ 800 ・ 1000
収納奥行	奥行 4,000 以下	470
	奥行 4,001 以上	540

単位: mm

※上記サイズは規格サイズです。サイズ・台数は建築計画にあわせて自由に設定できます。

ND-10

ND-15

ND-30

ND-10P

NS-10

NS-102・103

NS-10 (側)

NS-30

浜土道企交第 17 号

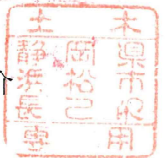
令和 7 年 7 月 16 日

浜松市中央区協議会（中地域分科会）

会長 鈴木 義明 様

浜松市長 中野 祐介

（道路企画課）



富塚地区のゾーン 30 プラス指定及び地区内の交通安全対策に関する要望について

（要望内容）

富塚地区において、交通安全対策として行政・警察・学校等と連携し協議を進めてきていることから、速やかにゾーン 30 プラスの指定及びそれに伴う地区内の交通安全対策の実施を要望する。

（回答）

ゾーン 30 プラスは、警察による最高速度時速 30 キロの区域規制と、道路管理者による物理的デバイスの設置を組み合わせた生活道路エリアの新たな安全対策として、本市でも積極的に推進しており、現在まで市内 5 地区で設定し、整備が完了したところです。

富塚地区におきましても、令和 6 年度から地域の皆様や学校、警察などの関係機関と連携し、エリア設定に向けた取組を進めてきたところです。

エリア設定には、エリア内の最高速度時速 30 キロの区域規制が確実に実施されることが要件となります。また、国への報告のなかでは、道路管理者が設置する物理的デバイス等について、地域の皆様が日頃から感じられている課題だけでなく、エリア内の事故発生状況や速度・交通量などのデータに基づく課題に対しても、関係者が連携して適切に検討された効果の見込める対策であることが求められます。

このため、まずはデータ分析を進め、その分析結果に基づくエリア設定や対策案などについて、引き続き地域の皆様や警察、学校関係者等と協議を重ねながら、富塚地区のゾーン 30 プラスのエリア設定に努めて参ります。

萩丘地区コミュニティ協議会の認定について

中央区・区振興課

1 内容

- ・ 行政区再編に伴い、新たに制度を設けた「地区コミュニティ協議会」について、下記団体を認定したため、報告するもの。
- ・ 市の認定を受けると、区協議会に委員を選出（R8.4 改選時）することができるとともに、市の附属機関である「区協議会」に対し、地域振興及び地域課題の解決に関する提案、要望、意見を述べることができる。

2 認定団体

区分	項目
1 認定団体	萩丘地区コミュニティ協議会
2 構成団体	・ 萩丘地区自治会連合会 ・ 地区社会福祉協議会 3 団体 （葵・高丘地区、住吉・和合地区、萩丘中地区） ・ 地区民生委員児童委員協議会 3 団体 （葵・高丘地区、住吉・和合地区、萩丘中地区） ・ 放課後等デイサービス はぐくみの家 ・ 子育て支援ひろば まんまのつぼみ
3 認定年月日	令和 7 年 7 月 28 日
4 活動地区	萩丘地区

